

差押禁止法について

1. 法律の概要

議員立法（民主・自民・公明の3党共同提出（参議院））により、災害弔慰金、被災者生活再建支援金、東日本大震災関連の義援金の差し押さえを禁止する2つの法律が制定された。

法律の概要は以下のとおり。

(1) 災害弔慰金の支給等に関する法律及び被災者生活再建支援法の一部を改正する法律（平成23年法律第100号）

災害弔慰金

- ・災害弔慰金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- ・災害弔慰金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

被災者生活再建支援金

- ・被災者生活再建支援金の支給を受けることとなった者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- ・被災者生活再建支援金として支給を受けた金銭は、差し押さえることができない。

(2) 東日本大震災関連義援金に係る差押禁止等に関する法律（平成23年法律第103号）

- ・東日本大震災関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。
- ・東日本大震災関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができない。

2. 法成立までの経過等（参考）

- 8月 3日 民主・自民・公明の3党共同提出により参議院に法案提出
- 8月 9日 参・災害対策特別委員会
- 8月10日 参・本会議
- 8月23日 衆・災害対策特別委員会、衆・本会議（法案成立）
いずれも全会一致で可決
- 8月30日 公布、施行（両法いずれも）